

ワイマール期プロイセン・ドイツにおける義務制職業学校の成立 2

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 寺田, 盛紀 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/583

ワイマール期プロイセン・ドイツにおける義務制職業 学校の成立(2)

学校協会・教師組合の職業陶冶論・学校論の形成

寺田盛紀

Die Entstehung der preußisch-deutschen pflichtigen Berufsschulen in der Weimarer Republik(2)

Die Ausgestaltung der Berufsschulgedanken vom Berufsschulverein und Lehrerverband

Moriki TERADA

IV. 1920年ライヒ学校会議での 職業学校義務論議

1. ワイマール憲法と学校会議

(1) 1919年8月11日のドイツ帝国(ワイマール共和国)憲法⁽⁶⁹⁾は、補習学校を含む教育、学校規定が、個人に対して「基本権」Grundrechteとして、国家・ライヒに対して「基本義務」Grundpflichtenとして同憲法第2編の中に位置づけられた。

しかし、下記資料のように、補習学校という用語が相変わらず使用されていた。また、第145条の補習学校就学義務の実施はラント国家法に委ねられ、第144条に言うラント法に当該立法がない限り効力を持たない⁽⁷⁰⁾。また、第143条が言うように、ライヒがなすべき行財政任務も明確にする必要があった。そこで、各ラントの補習・職業学校義務やその学校を統一学校内に編制するための、全ドイツ的基本法の制定が一層求められることになる。

資料3. 1919年8月11日のワイマール共和国憲法 学校条項抜粋

第143条:青少年の陶冶は公的施設で行われねばならない。設置の際、ライヒ、ラント、自治体が共同する。

第144条:全学校制度はラント国家 Staat の監督下に置かれる。国家は自治体をそれに関与させることができる。学校監督は、専任の、専門的に訓練を受けた公務員によって行使される。

第145条:一般就学義務が存在する。原則として最低8

学年の民衆学校とそれに続く18歳が終わるまでの補習学校 Fortbildungsschule が、その達成に資する。民衆学校と補習学校の授業と教具は、無償である。

第146条:公立学校制度が有機的に組織されるべきである。すべての者に共通の基礎学校の上に、中等、上級学校制度が構築される。この組織化にあたっては生活職業の多様性が、児童の一定学校への入学にあたっては、生徒の彼の素質や性向が規準となり、彼の親の経済、社会的立場ないし宗教信仰が規準となるのではない。…第148条:あらゆる学校で道徳教育、公民心情、人格的、職業的能力がドイツ民族性、民族宥和の精神で目指されなければならない。…

公民科と労働教育は、学校の教科である。…

(2) 学校会議は、ライヒ内務省と各ラント国家との予備折衝、同内務省とプロイセン文部省による実務委員会の諸準備を経て、1920年1月段階でようやく各テーマごとの基調報告ができあがっていた。最終的に、会議は17の諸問題について、それぞれ担当責任ラント(省)を決め、分科会形式で1920年6月11日から19日にかけて行われることになった⁽⁷¹⁾。

補習学校・職業学校問題は、「職業学校・専門学校」に関する第3委員会で、プロイセン工商省局長のゼーフェルト Dr.v.Seefeld 議長、ザクセン経済省上級参事官のヴェーンティッヒ Dr. Waentig 副議長の下、各ラント政府関係者、学者を中心に52名の参加の中で討議された⁽⁷²⁾。

委員会論議及びその基調提案のテーマは2つある。1つは、プロイセン補習学校協会の職業学校義務に関するライヒ法案(ハウマンが報告)に

ついて、もう1つは、プロイセン商工省作成の職業・専門学校編制指針(キューネが報告)であった。

2. 補習学校協会の職業学校義務法案と実業局の職業専門学校指針

(1)ハウマン報告は、ライヒ職業学校義務法案の提案理由として、第1にライヒ憲法第143条にしたがい、ライヒが補習学校法制を持つ権限があること、第2に補習学校通学に関して、近年の矛盾した判決(後述)によるのではなく、ライヒ立法にこそ依るべきことをあげている⁽⁷³⁾。

次に、立法の基本的考え方として、4点が指摘されている。就学義務は全青少年、全地区で実施されるべきだとしても、建物、教師、資金等の面の一定の配慮、移行期が必要なこと(第9条)。憲法第145条が民衆学校8年、補習学校4年の合計12年の就学義務を課し、その終了を“bis zum vollendeten 18. Lebensjahre”と規定しているが、民衆学校就学が満6歳台の新学年をもって開始される以上、その終了も「満18歳過ぎの学年の終了まで」「bis zum Schlusse des Schuljahres, in dem die Schulpflichtigen das 18. Lebensjahr vollendet haben」と考えたこと。法案はラントの所轄権限を考慮し、ライヒ法にふさわしく基本原則・最低規準に限定されていること。しかし、補習学校を全国どこでも、明確に職業学校とすること⁽⁷⁴⁾。

(2)ハウマン提案に対する審議は、次の4点に集中した⁽⁷⁵⁾。

①職業学校の名称に関して。専門学校 Fachschule という名称を採るべき(Thomae:ハンブルク学務委員)という見解と、憲法規定通り補習学校とすべき(Budde:ベルリン政府参事官)という見解が対立した。

②授業時数について。女子の家政教育は、規定外かという質問(デール Doerr:エルバーフェルトの校長)に、代理答弁したキューネが当面規定外であると回答している。また、年時数の週時数への均等配分について、レンプケ Lembke (ベルリン経済省参事官)は、農村補習学校の事

情から積極的に促進すべきことを表明している。逆に、プロイセン商工省鉱山庁のボルンハルト Bornhardtは、鉱山では年時数で統一できず、日時数規定とすべきことを主張している。

③授業時間帯に関して、早朝からも授業を行えるようにすべきである、逆に日曜授業を法令で完全に排除すべきであるというように、見解が分かれた。しかし、多数は提案を了承した。

④問題の第9条の施行日規定について、提案者のプロイセン協会の行政当局自身(キューネ、レンプケ)から、資金、教師数の点から、この期間内に実施できない旨発言があり、案は大幅に修正された。

資料4.当初案と第3委員会が修正・決定した職業学校義務法草案の案文(抜粋)⁽⁷⁶⁾

第1条:民衆学校義務年齢終了後の就学義務 Schulpflicht に役立つ公立職業学校は、全自治体に設置されるべきである。

第2条:それ以上就学義務のない、学校区で就業もしくは居住している全青少年は職業学校の通学義務がある。彼らの居住区が労働区と異なる場合、彼らは労働区で就学義務がある。就学義務は、就学義務者の18歳台の学年の終了時まで継続する。(決定法案は下線部を次のように修正)

授業は、原則として就労自治体で行われる。それと異なる場合は、所轄行政官庁によって許可される。就学義務は、満18歳の前の通常の学校卒業期に終了する。

第7条:授業は、原則として同週時数に分割される、年間最低320時間を含まねばならない。特別の場合、監督官庁により一時的に、より少ない時間数が許可される。(決定法案では、下線部を以下のように削除・修正)
年次数の配分については、監督官庁が定める。

第8条:授業は、平日に行われ、体育を除いて夜7時を越えてはならない。就学義務者の雇主は、この定められた通学に必要な自由時間を保障しなければならない。就学時間 die Schulstunde には、就学・労働時間総数が、就学義務者に法的に認められている1日労働時間の規準を越えない限り、労働時間が増減してもよい。

(決定法案では、下線部削除)

第9条:本法は、1921年4月1日に以下の付則をもって

発効する。

- a) 就学義務が年間単位で、新学年が始まる時期をもって施行されること。
- b) 最新の国勢調査で人口2,000人以上の自治体は、1921年4月1日をもって就学義務が開始されること。
- c) その他の自治体の就学義務は、…1923年4月1日に導入される。
- d) その他の諸規定は、ラント法に委ねられる。

(決定法案では、全面修正)

第9条:本法は、以下の規定をもって発効する。

- a) 就学義務は、年間単位で、新学年が始まる時期をもって、1922年4月1日から実施される。
- b) 全自治体での施行は、1930年4月1日までに終了せねばならない。

(3) キューネの職業・専門学校制度編制に関する提案は、①女子職業学校・専門学校の指針(6項目)、②専門学校制度の全学校制度への編制に関する指針(6項目)、③商業教育制度の改善に関する指針(6項目)、④工芸・手工業者学校に関する指針(7項目)、⑤農村職業・専門学校の指針(4項目)にわたる長大なものである⁽⁷⁷⁾。

議論は、時間の関係で②と③の中の経済学校(商業学校、高等商業学校卒の現職者の学校)に関して行われた。ここでは、補習学校が統一学校のなかに位置づけられる際の媒介項(系列化の傘)となる専門学校の問題(②)のみ簡潔に紹介する。問題は、補習学校修了者が進む専門学校の性格、高等専門教育との関係にあった。マツシュロツス Matschloß (ベルリンの教授)は、専門学校は、提案のように高等教育 Hochschule 進学の仕事を持つべきでないこと、元来の実践的生活への準備という目的に忠実であるべきと主張する。反対に、シュリンク Schlink (ブラウンシュバイクの教授)、オルリッヒ Orlich (ベルリンの教授)は、工科大学が専門学校の優秀な卒業者を入学試験次第で排除すべきでないと、統一学校の精神を守ろうとする⁽⁷⁸⁾。

以上のような審議を経て、2つの案は全体総会⁽⁷⁹⁾に送られ、就学義務の終了時期の変更(実年令主義的に考えるのではなく、学年主義を採ること)、最低時間数設定の削除(時期尚早)、施行

期日の延期(プロイセンの職業学校財政法の整備の必要)という修正を施した。

資料5. 職業・専門学校指針抜粋(1920)⁽⁸⁰⁾

I. 職業学校

1. 民衆学校義務年齢終了後の就学義務達成のための職業学校は、生徒を、国民の労働生活への有効な参加によって行われる職業訓練の補完、深化によって、…公民教育と公民的感情の涵養によって、…一般陶冶要求の覚醒、涵養によって日常労働の知的活動への喜びを教育し、彼らの肉体的鍛錬に作用することを任務とする。

2. 職業学校義務は、できるだけ早く、第3委員会決定法案にしたがって、統一的に実施されるべきである。ライヒは、その際、ラントに財政援助をなす。

3. 職業学校の授業は、職業訓練の必須の一部である。したがって、委員会は就学義務青年のために、職業学校の必要に応じた労働時間と賃金支給の規制を行うことを主張する。

II. 専門学校

1. 最低1年間の課程、年1,000授業時間を有する国家認定機関は、専門学校とみなされる。

2. 専門学校は、従来通り、職業生活のための訓練を授業の中心に置くが、またその職業から出発して一般陶冶の拡張、深化を与えなければならない。

3. 専門学校の類型

第1グループ:民衆学校就学を条件とする専門学校の指定。(略:補注:職業学校修了者可)

第2グループ:実科学校ないし同等の教育機関への就学を条件とする専門学校

4. 専門学校教育と同段階の一般陶冶との同等性(略)

5. 第1グループの修了証を持つ者の第2グループの学校への進学可能性(略)

6. 専門学校は、目的上高等教育機関 Hochschule の直接の準備期間ではないが、4.に言う資格が認定されれば、…聴講生として認められる。…

3. DATSCHと手工業者の法案への見解

このように、義務制実施について時期尚早論が主張される背景には、プロイセンのような個別国家の行財政事情に加えて、職業学校に関わる職業教育団体の動きがあったのである。

(1)例えば、DATSCHは、1921年7月27日にカッセルで開かれた総会の「徒弟訓練と技術職業学校制度」論議の中で、「職業学校義務法案」に論及している。グーテホフヌンク製鋼所工場長シュメルゼ Schmerse は、次のような報告を行っている。①法案は一般法であるべきなのに、男女就学義務や、実施時期(1922.4.1)にまで触れている。②就学義務の適用は、工場技術的に高度に訓練されうる男子に限定すべきである。③不熟練者の就学義務適用について、家庭の不満があり、それを一時棚上げにすべきである。④法案が教師養成に触れていないこと、1916年5月7日の大臣令により専任実業教師をシャルロテンブルク研修所の修了者に限定していること、現状は商業教師については高等商業学校 Handelshochschule の商業教師資格と指定しているし、5年以上の補習・専門学校兼任経験がある優秀な志願者には特別の試験が課される。ディプロム技師や工場実践家が教師なれる道を残すなどの改善こそ必要である⁽⁸¹⁾。

(2)また、1921年の手工業・実業会議所大会のライヒ職業学校法案への見解⁽⁸²⁾にも、原理的反対が見られる。以下、彼らの主張を整理しておく。

①名称については、憲法第145条通り、「補習学校」とすべきこと。職業を目指していない少年が授業に参加しなければならない。②職業学校と専門学校の等置は、不適切である。専門学校が1つの職業準備を表し、同時に職業学校であるとしても、専門陶冶の形態での職業学校陶冶は回避すべきである。③必修時間、320時間について、週8時間、40週の積算によっているが、手工業としては、増加の必要がない。週労働時間が48時間なのに、8時間が拘束されると職場では、複数の徒弟・労働者を雇用するから、最低週16時間・40週で年640時間が短縮されてしまう。④朝7時から夜7時までの間の授業は、手工業の営業妨害にあたる。それを避けるため、夜6から8時までに設定すべきであり、日曜日も保留しておくべきである。⑤専門学校との区別を明確に

すべきである。手工業の質の高い後継者(マイスター)養成のみが、専門学校で行なわれるべきである。⑥シャルロテンブルクの国立研修所で、数週間で訓練された実業教師になれる現状を改善すべきである。⑦4年季制職種の場合、全期間(18歳まで)義務とするのではなく、義務終了期を民衆学校後最低3年、年季期間内とすべきで、他の場合、18歳台の学年末とすべきである。⑧義務免除者として、職人試験合格者を含めるべきである。

このように、学校関係者、行政関係者以上に、経済・社会団体の抵抗は根本的、かつ根強いものであった。彼らにとっての問題は、徒弟・少年労働者が学校に通学することに伴う労働力と労働時間の損失にあったのである。したがって、義務制職業学校の実現のためには、その教育の性格・目標の具体化(課程)、学校設置・運営に関わる行財政の整備、そしてさらにその基本に通学と労働時間保障が必要なのであった。

V. 1923年法の成立と営業令・雇用者教育権からの自立

1. 一般就学義務具体化と行財政・教育課程・通学保障

(1)ワイマール憲法の就学義務規定の法的限界を補うために全ドイツレベルで採択された1920年学校会議の決定法案は、ライヒとラント、特にプロイセンとの交渉によって、政治的と財政的理由で挫折してしまった。しかし、少なくとも、「我が民族の再建にとって特別重要な事柄に金を調達することは、その意思さえあればできる」⁽⁸³⁾。そこで、プロイセン政府は、まず第1に、職業学校の専任教師の給与制度の確立要求と学校補助財源の確保をセットにして、行財政の整備を計った。「実業・商業・家政職業学校の実業・商業男女教師の給与法案」は、早くも、1920年12月18日にラント議会で審議されている。政府案は委員会審議を経て委員会案となり、委員会案が1921年1月14日のラント議会で採択・決定されている⁽⁸⁴⁾。

本法(案)の主要な内容は、①教師の基本給を、

3つのグループ(専任教員数が4名以下, 4名以上, 職業別に編制された大規模学校)に分け, そして各グループを8等級(年7,600から14,500マルク)に細区分する(第2条), ②就学義務ある生徒を雇っている者, 5名以上の労働者を雇用している全営業者から学校負担金が徴収され, また生徒1人あたり年50もしくは30マルク分負担金が徴収される(第16条1,2), ③そして補助金として, 1. 国家は, 6月1日に就学義務が生じる生徒につき, 学校設置者に1人頭10マルクを助成し, さらに追加補助として, 前年6月1日に就学義務が生じた者に40マルク助成するという内容である。

社会民主党などの多数の同意を得たプロイセン政府は, 6月1日付けで「実業・商業・家政職業学校(義務制補習学校)への国庫補助について」, 同じく「実業・商業・家政職業学校への国庫補助の許可原則について」を合わせて発令し, 給与法を6月10日に施行している。前者は, 「1. 国庫補助の認可は, 当該学校の設備, 教育課程が商工大臣発令(1911年令)の規定にふさわしいものである場合にのみ, 認められ」, 「2. 追加補助金の許可は, 継続して15人以上の生徒が通学している学校にのみ行われる」というものである⁽⁸⁵⁾。

この法律は, 1923年8月25日改正で「ライヒ補助でカバーできない全職業学校人件費の3分の1をラント負担」としたり, 1924年のライヒ第3次緊急税制令で, 義務生徒の頭数にしたがって計算するなどの実務的改善が加えられている⁽⁸⁶⁾。

(2) 商工大臣令(1911年令)の規定にふさわしい教育課程を持つ自治体・学校だけが国庫補助を認められるとすれば, 各自治体・学校の教育課程の整備も一層進められる必要がある。そこで, プロイセン商工省実業局は, ベルリン中央教育・授業研究所の委託で, かつキューネ編集の『職業・専門学校制度のハンドブック』⁽⁸⁷⁾を発行した。このハンドブックは学校レベルの改革の前進を期待され⁽⁸⁸⁾, 職業学校の教育内容・教育学的形成の画期をなした⁽⁸⁹⁾。

特に, そこに掲載されているベルリンの視学官・ハウマンの編成作業案⁽⁹⁰⁾と, ミュンヘンの専門教育・実習重視の課程を取り入れたバルト Barth, v.A. (フランクフルトアム・マインの市学務委員)の学校編制論は, プロイセンを代表する課程論・学校論として紹介されている。

①ハウマンは, 上記のように, シュプランガーに倣い, 職業科, 公民・市民科, 生活科という3つの科目群・題材領域からなる課程論を展開する。問題は, 中心としての職業科の中身である。彼は, 「職業科は, Fachkunde という概念と一致するが, それよりももっと広い概念である。専門科は, 狭い領域の生産能力向上のための専門知識・能力 Fachwissen=können の習得に限定されるが, 職業科は, 本質的な部分として労働過程における深化や, その根拠を包括している」。そして, ハウマンは, 明確に1911年商工省令からの脱却, 専門教育でない職業陶冶を提案する。つまり, 同令は「職業労働の純技術的側面が強く前面に出ていた。というのは, 生徒が一般に, 同等の職業労働の見識と経験を有しているからである。しかし, (不熟練工を含む)多職種クラスでは, 純専門的なものは一般的職業科に譲らねばならない」。具体的には, ①製造過程 Arbeitsvorgänge (第1学年に材料学, 第2学年に労働学, 第3学年に商業学), ②図学, ③計算・会計等の要素が職業科の中心として提案される⁽⁹¹⁾。

②バルトは, ハウマンと違って, 職業学校における専門教育の補完の側面を重視する。バルトの実業職業学校の編制原則は, 次のようなものである⁽⁹²⁾。

1クラスは原則として30人以下。26人程度でクラス分割が認められる。また, 下級, 中級, 上級の3段階から編制される。学年別クラスが職業別, 職業グループごとに分割される。そして, カリキュラムとして, 第1に職業科にあたる専門・工作科 Fach= oder Werkunde (週5時間)では実践的年季制が与え得ないことを教える。労働過程, 労働手段(工具, 機械), 組み立て, 工

具の働き・利用, 投影法, スケッチを含めた専門製図, 材料論, 工具論などから編成される。第2に, 週2時間の商業・経営科 *Geschäfts- oder Betriebskunde*, そして, 第3に週1時間の市民・社会科 *Bürger- oder Gemeinschaftskunde* が位置づけられる。

バルトは, 専門・工作科での実習教授 *Werkstattunterricht* について, 「かつて, バーデン, 次いでミュンヘンで, 10年来, 実業学校で週2-4時間の実習教授が行われてきた。ライヒ憲法によれば, それは全ライヒで教科 *Lehrfach* となるべきものであった。プロイセンでは, 1911年以降, 図学の補完として, またヴェルテンベルクでは長らくそれを勧告してきた」⁽⁹³⁾というように, 引き続き重視している。

(3) 職業学校の外的・学校制度論的側面の前進にとって, 鍵になっていた問題は, 徒弟・少年労働者(訓練制度)の集団的労働権や公的職業訓練関係への展開であり, その一環としての公立職業学校通学の補強であった。この改革の先頭に立ったのは, 労働組合や労働法制当局であった。

①すでに, 第1次大戦後, 社会民主主義(自由労働組合)系の個別職業・産業労働組合は, 1919年6月30日から7月5日にかけて, ニュルンベルクで第10回労働組合大会を開き, 全ドイツ労働組合会議 *Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund (ADGB)* を結成し, 労働組合としての基本諸政策を決定する。その中に, 「徒弟制度の規制に関する基本原則の宣言」⁽⁹⁴⁾が存在した⁽⁹⁵⁾。補習学校問題に対する方針も, その中で論及されている。その宣言は, 補習学校とその就学義務について, 「専門・補習学校は理論的, 実践的にマイスター一年季制を補完し, より高度の一般陶冶を授けるべきである。この就学義務は, 徒弟が満18歳台のゼメスターの終了時に終わる。」(VI, 14) また, 補習学校就学時間の扱いについて, 「労働時間が一般に最高8時間と定められているのだから, 徒弟に特別の規定を要求する理由は存在しない。だが, 専門・補習学校や実習工場での授業は, 労働時間内で行

われねばならない。」(VII, 15)とのべている。

徒弟・少年労働者をマイスター・雇用主から引き離して義務制職業学校へ労働時間内に通学させるためには, 徒弟・少年労働者の法的・権利関係の転換が問題となる。この決議の作成者であるアルブレヒト *Albrecht, O.* は, 徒弟を単なるマイスターに養育される存在として見るのではなく, 賃金労働者と見る。つまり, 「これらの青少年を彼らの将来の労働組合員の準備をすることが試みられてきた。そして, 今まさに生成しつつある新たな権利関係は, 徒弟をすでに, 少なくとも部分的には賃労働者 *Lohnarbeiter* として理解するものである。」「徒弟を, 全く一般に, 労働組合の労働協約政策の中に含め, 一貫して賃金労働者として価値づけること」が可能となる。「徒弟はただ教育権者 *Erziehungsberechtigter* であり得ない。というのは, 我が貧しい, 責任ある諸国家が純粹の実習工場や養成企業を徒弟のために設置し, 維持するのに事欠いているからである。現在と全くまた次世代の徒弟と青少年は, 職業訓練の際に, 同時にいわゆる生産的, つまり社会的, 経済的価値を表現する労働をなしている」と言う⁽⁹⁶⁾。

また, 1920年5月25日のADGB徒弟制度専門家会議第1作業部会(立法化問題)は, 職業訓練立法案⁽⁹⁷⁾を提案し, その中で「5. 養成関係は, 純粹の労働関係に移行すべきものではないが, 徒弟の職業訓練と教育がその基礎をなすように組織される。この基本原則は, 雇用青少年にも適用される。」と宣言している。

②これに対して, 手工業者層は, 徒弟を労働者とみなし, また集団的労働関係の中に組み込むことに最も抵抗する。例えば, 1920年9月27日のドイツ手工業・実業会議所大会は, 第1に「補習学校就学時間を労働時間に参入する拘束的義務も, したがって徒弟に労働時間として支給し, いわんや少年労働者にもそうする拘束的(法的: 補注)義務も存在しない」こと, 第2に「徒弟関係は労働関係でなく, 特有の契約 *contractus sui generis* である。彼は, 実業労働者のように

賃労働をなすのではなく、他の種類の労働…修業職業の訓練と指導に役立つ労働」をなすにすぎないこと、そして第3に、営業令上の養成契約を民法の家族法に由来する「教育権」Erziehungsrecht, 親の実権の師匠への移行 der Übergang des gewisse Rechtes der elterlichen Gewalt auf den Lehrherrn(営業令第127条, 同a項等)とみなせる, したがって「徒弟が労働者でない以上、彼らへの贈与 die Zuwendung も賃金の性格を持たない」⁽⁹⁸⁾という議論を展開する。

③このような状況であったから、労使間の職業学校通学をめぐる紛争、雇主・少年労働者間の法廷での紛争も絶えなかった。裁判所は法定主義に立たざるをえず、営業権保護の立場から、雇主有利の裁定を下す。1919年9月8日のハンブルク営業裁判所 das Gewerbegericht 1919年9月8日の判決(プロイセン新聞では1920年初となっている)は、その後の各地の判例になっている。同判決⁽⁹⁹⁾は、ある徒弟の国立実業(補習)学校での就学時間に関する支給請求を棄却している。

その事由は、「1918年11月23日のライヒ法令(労働協約令)の精神と目的により、義務制補習学校通学時間は法律上の8時間労働時間制に参入されねばならないことは、疑いがない。しかるに、本令は、被用者の拘束最高時間の提示によって過剰職業労働を防止しようとするものである。そして、この保護は、発達途上の徒弟に適用されるものであり、補習学校の義務制の継続教育が雇主のために養成企業でなすべき労働より少なく、彼に課された職業労働の一部である場合に限られる」というものである。

それに対して、1919年11月28日の大ベルリン学務課は、「補習学校通学を理由とする労働時間の欠勤は、徒弟手当の削減の正当な根拠にならない。…専門学校で徒弟が習得する専門知識は、師匠の経営での実践労働の際に効果的に応用される。確かに、徒弟は固有の意味の報酬 die Vergütung を受け取るのではない。いずれにせよ、報酬の評定の際に、徒弟の労働時間のうち、

相当部分が徒弟の訓練に使われるよう配慮される」という通達を発する⁽¹⁰⁰⁾。

さらに、このベルリン学務課の通達は、1920年5月3日のライヒ労働省通達⁽¹⁰¹⁾で追認される。すなわち、「大ベルリン学務課通達によると、補習学校・実業学校就学の時間は労働時間として算入される。但し、労働時間の報酬支払い問題について、実業、商業徒弟の場合、正規に締結された養成契約(営業令第120条参照)が基準となる」。

このような紛争や、労使間のレベルでの事実の上での協約締結の増大を経て、1923年6月4日の商務大臣令は職業訓練の私法上の側面(賃金・労働時間)に限って協約化を了承する⁽¹⁰²⁾。通学義務の労使関係上の障害は、取り除かれた。

2. 1923年法と営業令雇主義務・教育権からの転換

(1)職業学校就学義務は1919年3月28日の経済復興令で事実上拡張され、また、それは前年の給与法(補助金・負担金法)、教育課程標準の明示、1919年以降の協約運動の前進などによって実現の条件を整えた。さらに幸か不幸か、1922年2月22日にベルリン高等裁判所 Kammergericht が1919年令の復興大臣の職業学校所轄権限を否定したので、プロイセン政府はいよいよ職業学校の独自立法制定を迫られた⁽¹⁰³⁾。かくして、商工省は1922年7月18日に「職業学校義務拡張法案」⁽¹⁰⁴⁾をラント議会に提出した。

資料6. 商工省のラント議会への提出法案(1922)と決定法(1923)の比較

第1条:法案;自治体及び広域組合、あるいは目的組合の規則によって、学校区に就業しもしくは居住する未婚の18歳以下の青少年は、民衆学校就学義務がもはや存在しない限り、職業学校就学義務がある。農業区に関しては、規則が、地主ないし当該雇主、被用者の申し出で、農業委員会 der Landrat によって、郡評議会 das Kreis ausschuß の同意をもって発令される。

就業区、居住区が多様であれば、就業区での授業が基準となる。例外は、学校監督庁により発令されることができ。

法律:「郡規則によって、学校区に就業ないし居住

する18歳以下の未婚男女青少年の全部あるいはその一部は、もはや民衆学校義務が存在しない限り、職業学校就学義務がある。…」

第6条:法案;「規則によって、就学義務の期間が定められ、職業学校のきまり、授業の効果的配分、学校の教育目標の達成を保障する規程が発令される。…

授業時間は、自治体、農業区、広域組合、目的組合の理事会によって定められ、公告される。

(法律は第7条で、ほぼ同内容。)

第7条:「雇主は、以下のことが義務づけられる。1. 彼の職業学校就学義務ある労働者を労働関係開始7日以内に所轄官庁の当局に登録し、退職後7日以内に除籍すること。2. 彼らのために、正規の通学に必要な自由な時間を保障し、彼らを時間通り、規則正しく就学するよう奨励すること。もし、労働関係になくても就学義務者の法定代理人に第2項の規定が、また第1項の登録規定のみが適用される。」

(法律は第8条で、同文)

第9条:法案:「雇主ないし法律上の代理人が1921年6月10日の実業・商業教師給与法により学校負担金を課されていない限り、彼らは自治体規則によって学校負担金の支払いを義務づけられる。この就学義務者の学校負担金は、最低30マルク以上である。この学校負担金は、1893年7月14日の法に言う地方税(使用料: Kommunalabgaben)である。」

(法律では、削除)

(2) 審議⁽¹⁰⁵⁾では、第1条の就学義務の女子や、ユンカーの農業少年労働者への適用、雇主負担金規定、法案・学校名称などについて、是非が論じられた。

まず、社会民主党のヴェーグシャイダー Wegscheider 女史は、法案を「現状の固定にすぎない」と評価する。特に、「青少年補習教育の義務一般のみ触れられている。女子就学義務制の授業が促進されるべきこと」、「遅れている農村補習学校の規定が不十分であること」、職業学校概念は「憲法の用語に従うべきで、一般補習、特に女子のそれを重視すべきである」ことが指摘されている。社会民主党内部でも、一般教育の拡張論は根強かったことがわかる。彼女は、結論的に、議会教育委員会、商工委員会合同会議にかけるよう提案している。

次いで、保守の立場から、ドイツ国家人民党マルテール Martell は、ヴェーグシャイダーに対抗して、法案が「『18歳以下の青少年』という言葉方で女子への拡張に触れている」こと、自治体税としての学校負担金について、「大変大きな商業、実業営業者の負担が無条件に問題になる。特に本法では、実業営業者、雇主の全部に課している」として、強く反対する。

さらに、共産党 ショーレム Scholem は、義務制拡張に賛意を表した上で、教育の機会均等、学校行政における国家責任、雇主の責任という観点から、修正されるべき点を3つあげている。1つは農業区の就学について、地主、雇主の申し出に待つだけでなく、他の青少年と同じように就学義務を課し、プロイセンユンカーに彼の農業労働者を労働時間内に補習を受けるよう奨励すべきこと、第2に補習学校就学義務実施を個々の自治体に委ねるのでなく、全国的に実施すべきこと、第3に、第7条で補習学校通学の具体的労働時間規定を設けるべきこと、である。彼は、雇主負担金について、「企業家に対して、まさしく青少年は彼らの労働力を売るのであって、企業家はまさしく、最も良き生活・青年期の青少年労働力を搾取するのである。それ故、雇主が負担金を支払うことは、もはや正当だとかいうような程度のものではない」ほど当然のことだと言う。

(3) 結果として、マルテールらの拡大商工委員会での審議動議が可決され、上記のような修正を経た後、約1年後にプロイセン全土で実施される初の職業学校立法が成立したのである⁽¹⁰⁶⁾。ここに、1923年法は、前世紀第4四半世紀以来、補習学校関係者や徒弟制・職業訓練に関わる諸階層、社会政策諸機構などが目指してきた補習学校改革の運動を結実させた。それは、1911年のプロイセン法案を下敷きにし、女子就学や授業時間の規定などいくつかの不十分性を内包していたが、プロイセン・ドイツ職業学校史上、画期的意義を有するものであった。

すなわち、第1に、経済・商工行政法である1869

年北ドイツ連邦営業令第106条が、雇主の営業自由の一環として補習教育奨励を義務づけることから、第6条に言うような教育的見地からの一般就学義務に転換したことを意味する。生徒についても、die gewerbliche Arbeiter でなく、Jugendliche や Schulpflichtige と呼ばれた。もちろん、学校の名称も、前世紀末以来の職業陶冶論を踏まえて、Berufsschule という用語を確定した。第2に、同法は、1919年経済復興令に見られるような戦後の一時的法律としてでなく、一般的に導入すべき学校制度として、Kaan 規定でなく Muß規定にしたがって組織されるべき要件として定立された。そして、第3に「1923年法の本質的な意義は、今世紀はじめまで、職業学校制度のわずかの振興に限定していたプロイセン国家が、この学校の建設を自らの任務として宣言したことにある」⁽¹⁰⁷⁾。

1923年プロイセン職業学校義務法の後も、1920年学校会議で決定された全ライヒ共通の学校法案の制定が目指され、これは皮肉にも1938年にナチ政権のもとでより強力な就学義務法として実現する。また、徒弟制訓練の分野でも、1920年代を通して全青少年のための「職業訓練法」としての発展が試みられる。職業訓練法は、1869年営業令のちょうど100年後、1969年に近代労働法体系のもとで成立する。

しかし、1869年営業令前後に相次いで独自の補習・職業学校義務を実現していたバイエルン、ザクセン、バーデン、ヴェルテンベルク、ヘッセンなどに加えて、プロイセンが同様の制度をようやく導入したのである。そのことによって、ラント国家レベルでも、ライヒ営業令体制下の徒弟制としての補習学校教育から、徒弟制・職業訓練と職業学校教育とが、共通の目的を共有しながら、相互に独立した任務を分担するようになった。すなわち、全ドイツレベルの職業訓練規定と、州・ラントレベルの学校法規とによって制度的に成り立っているものが今日のデュアルシステムであるとすれば、その基礎構造はこの

時に確立したと言えるのである。

まとめ

1. 1911年のプロイセン商工大臣令は、補習学校を徒弟制訓練を専門・技術的に補完すべき職業学校として改造することをめざし、発展させてきた。第1次世界大戦後のプロイセン・ドイツの補習学校改革は、経済界や経済行政の熟練労働力形成の再建ということとともに、前世紀初期以来の統一学校実現の枠組みの中に、そして専門教師組合や、学校協会の運動として位置づけられることになった。

2. 全ドイツに統一的な学校法制、さらに内容において民主的な統一学校制度を構築するため、プロイセン内務省によってライヒ学校会議が計画された。補習学校問題は、職業・専門学校制度に関する全国的立法の問題として、プロイセン補習学校協会と同商工省実業局で準備された。1918年以降のプロイセンでは、主として補習学校協会とその機関紙上で、この学校の性格・陶冶内容のありかたに関する問題が集中的に論議された。協会幹部と実業局官僚や実業・商業の専門教師組合関係者との間には、職業陶冶の専門性をめぐる見解の相違が存在した。前者は不熟練労働者にも就学義務を適用できるように、職業の形式陶冶的側面、訓育的側面に注目し、後者は徒弟の専門補習の強化を意図していた。結果として、両者の陶冶・学校論は、ともに承認される形で、ライヒ法案の草案として採択された。

3. しかし、ワイマール憲法でそれが全青少年男女の基本権として、また各国家の基本義務として認められていたにもかかわらず、両者の間には、また各ラントの参加者の間には、就学義務制の実施形態や時期について、なお見解の相違が残されていた。職業学校通学を実施するための行財政上の条件、教育課程上の指導条件、徒弟や少年労働力を定期的に奪われる雇主・手工業者層の理解が欠けていたからである。

4. 1921年給与法、1922年『ハンドブック』の

発行, 1920年のライヒ労働省令や1923年の商工大臣令などによって, これら通学義務実施の前提を確保したプロイセン政府は, 1922年に同国初の全国的職業学校義務法案を提案した。同法案は, 女子通学規定やユンカー労働者の通学規定, 授業時間数規定など若干の曖昧さを内包していたが, 経済・営業法体系から独立した, かつ集团的労働権に基礎づけられた学校教育の見地からの一般就学義務法を成立させた。

5. その後, ライヒレベルでは, 統一的職業学校立法や統一的職業訓練法制が試みられ, 前者はナチ期に, 後者は1969年にそれぞれ実現する。しかし, 今日のデュアルシステムを州学校法制と連邦労働法制の下で, 教育・教授学的に機能を分担し合っている制度であると考えれば, 主要なラント国家の中で最も遅れたこの1923年職業学校義務法が, ドイツ的職業教育体制の基礎構造を確立したと言える。

史料・引用

<基本史料> 引用にあたっては, ゴチック部分のみ表記

Abhandlungen und Berichte über Technisches Schulwesen **Bd.6**. Lehrlingsausbildung in der Mechanischen Industrie. Berlin 1919.

Abhandlungen und Berichte über Technisches Schulwesen **Bd.7**. Lehrlingsausbildung und Technisches Schulwesen. Berlin 1921 (2. Auflage 1926)

Herausgaben vom Deutschen Verein für Fach und Fortbildungsschulwesen.: Die Deutsche Fortbildungsschule (**D D F**.)

Jahrbuch des Arbeitsrechts (Heinrich Hoeniger Hrsg.). Bd.1. (1918-20).

Korrespondenzblatt des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes. 30. Jg. Nr.1, 3. Januar 1920.

Kühne, A.: **Handbuch** für das Berufs- und Fachschulwesen, Leipzig 1922.

Herausgaben vom preußischen Fortbildungsschulverein.: Preußische Fortbildungsschulzeitung = **P F s Z**.

Protokolle der Verhandlungen der Kongresse der Gewerkschaften Deutschlands Bd.6. Nürnberg. 1919. Nachdruck. Berlin, Bonn 1980.

Quellen und Dokumente zur Geschichte der Berufsbildung in Deutschland. Reihe **A** / **Bd.2**. Quellen und Dokumente zur Schulischen Berufsbildung 1918-1945. Köln Wien 1980.

Quellen und Dokumente zur Geschichte der Berufsbildung in Deutschland. Reihe **B** / **Bd.3**. Quellen und Dokumente zur Schulischen Berufsbildung 1869-1918. Köln Wien 1985.

Die **Reichsschulkonferenz** 1920, Ihre Vorgeschichte und Vorbereitung und ihre Verhandlungen. Leipzig 1921 (Nachdruck. Clausthütten im Taunus 1972)

VI. Verwaltungsbericht des preußischen Landesgewerbeamts 1920. Berlin 1922.

Das Deutsche **Handwerksblatt**. Mitteilungen des Deutschen Handwerks- und Gewerbeamts tages. 14. Jg. (1920), 15. Jg. 1921.

<引用文献>

- (1) 寺田盛紀「20世紀初頭プロイセン・ドイツ実業補習学校の性格 - 社会的・政策的諸機構における補習学校関係者の対応」『金沢大学教育学部 教科教育研究』第30号 1994年7月.
- (2) Klafki, W.: Aspekte kritisch-konstruktiver Erziehungswissenschaft - Gesammelte Beiträge zur Theorie, Praxis, Diskussion. Weinheim und Basel 1976. W. クラフキ著・小笠原道雄監訳『批判的・構成的教育科学』黎明書房 1984年. 第1部第1章参照.
- (3) Seefeld, H.v. Hrsg.: Die Berufsschulpflicht in Preußen; Gesetzliche Bestimmungen mit Erläuterungen. 2. Aufl. Langensalza 1926., u. Südohof, H.: Das Berufs- und Fachschulwesen in Deutschland; Entwicklung, Aufbau, Arbeit. Frankfurt am Main 1936.
- (4) Monsheimer, O.: Drei Generationen Berufsschularbeit. Weinheim (1956)., u. Spranger, E.: Zur Geschichte der Berufsschulpflicht. in: Zur Geschichte der Deutschen Volksschule. Heidelberg 1949. 長尾十三二監訳『ドイツ教育史』明治図書 1977年, 第3章「職業学校就学義務の歴史」, u. Tyssen, S.: Die Berufsschule in Idee und Gestaltung. Essen 1954.
- (5) Abraham, K.: Die Grundlagen einer Berufsschulpolitik. Köln 1930., u. Abraham, K.: Wirtschaftspädagogik. Heidelberg 1960. u. Abel, H.: Das Problem im gewerblichen Ausbildungs- und Schulwesen Deutschlands (BRD). Braunschweig 1963.
- (6) Muth, W.: Berufsausbildung in der Weimarer Republik. Stuttgart 1985., u. Greinert, W.D.: Das

- “deutsche System” der Berufsbildung. Geschichte, Organisation, Perspektiven, Baden - Baden 1993.
- (7) Blankerz, H.: Berufsbildung und Utilitarismus, Problemgeschichtliche Untersuchungen. Düsseldorf 1963.
- (8) Blankerz, H.: Bildung im Zeitalter der großen Industrie, Pädagogik, Schule, und Berufsbildung im 19. Jahrhundert. Hannover ua. 1969.
- (9) Einrichtung und Lehrpläne der Fortbildungsschule, Erlaß des (preußischen) Ministers für Handel und Gewerbe vom 1. Juni 1911. in. Quellen. B/Bd.3.Dokument 45.
- (10) 山崎高哉『ケルシェンシュタイナー教育学の特質と意義』玉川大学出版部, 1993年, 第2部第5章参照.
- (11) 寺田前掲論文(1994. 7)参照.
- (12) 同上. 122-123頁参照.
- (13) 寺田盛紀「ドイツ工業徒弟制と労使関係 -1920年代労働組合の徒弟制度規制の展開に即して」『日本労働協会雑誌』第323号, 1986年5月, 53頁, 62頁の注13参照.
- (14) VI. Verwaltungsbericht. S.9.
- (15) 安世舟『ドイツ社会民主党史序説』お茶の水書房, 1990年. 新装版 第3篇第1章「ドイツ革命の上向的段階」参照.
- (16) Vgl. Deppe, F. u. a.: Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung. 2. Auflage. Köln 1978. S. 104-115.
- (17) 久保敬治『ドイツ労働法の展開過程』有斐閣, 1960年. 115-117頁参照.
- (18) Verordnung über Erweiterung der Fortbildungsschulpflicht für die Zeit der wirtschaftlichen Demobilmachung vom 28. März 1919. in. VI. Verwaltungsbericht. Anlage 4. S.37-38.
- (19) Abraham, 1930. S.68.
- (20) VI. Verwaltungsbericht. S.18-19.
- (21) 寺田, 1994. 7. 127-128頁参照.
- (22) Lippart, G.: Einleitender Bericht über zukünftige Lehrlingsausbildung in der mechanischen Industrie. in. Abhandlungen. Bd.6.
- (23) 寺田, 1994. 7. 124頁参照.
- (24) Handbuch. S.525-526.
- (25) Ebenda. S.526.
- (26) Ebenda. S.527-528.
- (27) Spranger, E.: Grundlegende Bildung, Berufsbildung, Allgemeinbildung. in. P F s Z.1, Jg. 1918, S. 65-77. od. in. Kultur und Erziehung, Gesammelte Pädagogische Aufsätze, Vierte Vermehrte Auflage. Leipzig 1928 (Erste Auflage 1919), S.150-151., シュ
 プランガー「基礎陶冶・職業陶冶・一般陶冶」. シュ
 プランガー著, 村井実・長井和雄共訳『文化と教育』世界教育
 宝典13 多摩川大学出版部 第14刷 1978年(初版
 1956年)参照.
- (28) Ebenda.
- (29) Kühne, A.: Die Berufsschule als Glied der nationalen Einheitschule. in. P F s Z.1919, Nr.2.
- (30) Kerscheneiner, G.: Berufs- oder Allgemeinbildung ? in. Kerscheneiner, G.: Grundfragen der Schulorganisation. Berlin 1927, 5. Auflage. S.27.
- (31) Spranger, E.: Berufsbildung und Allgemeinbildung. in. Handbuch. S.24 ff.
- (32) Ebenda. S.28.
- (33) Ebenda. S.28-29.
- (34) Ebenda. S.29-31.
- (35) Spranger, E.: Die Drei Motive der Schulreform. in. Spranger, a. a. O., 1928. S.154.
- (36) Ebenda. S.71-72.
- (37) Goethe, J. W.: Wilhelm Meisters Lehrjahre, Berlin 1795 (Philipp Reklam Jun. Stuttgart 1993). ゲーテ作・小宮豊隆訳『ウィルヘルムマイステルの徒弟時代』上・中・下 全3冊 岩波文庫 第24刷 1977-78年.
- (38) Goethe, J. W.: Wilhelm Meisters Wanderjahre, Stuttgart und Tübingen 1821 (Philipp Reklam Jun. Stuttgart 1993). ゲーテ作・関泰祐訳『ウィルヘルムマイステルの遍歴時代』上・中・下 全3冊 岩波文庫 第8刷 1977-78年.
- (39) Spranger, 1928. S.90.
- (40) Ebenda. S.199.
- (41) Ebenda. S.197.
- (42) Kühne, 1919. S.34-35.
- (43) Ebenda. S.35-37.
- (44) Ebenda. S.38.
- (45) Ebenda. S.39-40.
- (46) Ebenda. S.42-43.
- (47) Ebenda. S.43-45.
- (48) Provinzverein Berlin. in. P F s Z.1919. Nr.2, S. 63-64.
- (49) Provinzverein Berlin. in. P F s Z.1919. Nr.5, S. 188-189.
- (50) Haumann, E.: Das Verhältnis von Berufsbildung und Allgemeinbildung im Lehrplan der Berufsschule. in. P F s Z.1919, Nr.6.
- (51) Ebenda. S.165.
- (52) Ebenda.
- (53) Ebenda. S.166-170.
- (54) Ebenda. S.173.
- (55) Schulz, O.: Berufsbildung des ungelerten Arbeiters durch die Fortbildungsschule. in. P F s Z.

- 1919,Nr.12.
 (56)Ebenda.S.355-357.
 (57)Hübner,O.: "Pflichtgemäßer Fach= oder Fortbildungsschulunterricht." in. P F s Z.1919,Nr.4.S.106.
 (58)Ebenda.S.107-108.
 (59)Ebenda.S.108-111.
 (60)Baar,E.: Berufsschule oder Erziehungsschule auf beruflicher Grundlage ? in. P F s Z.1919,Nr.7.S.193-198.
 (61)Ebenda.S.196-197.
 (62)Ebenda.S.198.
 (63)Vorlage für Aufstellung eines Berufsschulprogramms. in. P F s Z. 1919.Nr.4.S.97ff.
 (64)Sitzungsberichte aus dem Preußischen Fortbildungsschulverein. in. P F s Z.1919,Nr.5.S.132ff.
 (65)Entwurf eines Berufsschulprogramms. in. P F s Z.1919,Nr.5.S.129ff.
 (66)Beschlüsse des Verbandes preußischer Gewerbe- und Handdeslehrer. in. P F s Z.1919,Nr.11.S.321ff.
 (67)in. P F s Z.1919,Nr.5.S.137-138.
 (68)Ebenda.S.141-142.
 (69)Verfassung des Deutschen Reichs vom 11.August 1919. in. Dürig,G.,Rudolf,W.Hrsg. :Texte zur deutschen Verfassungsgeschichte. München 1979.S.176-212),樋口陽一/吉田善明編『解説 世界憲法集』三省堂 1988,204-210頁.
 (70)Mehner: Fortbildungsschule und Reichsverfassung. in. DDF.1922.S.531-533.
 (71)Entwurf eines Reichsgesetzes über die Berufsschulpflicht. in. Reichsschulkonferenz.Vorwort.
 (72)Reichsschulkonferenz.S.713.
 (73)Haumann,E.:Ein Vorschlag für den Entwurf eines Reichsgesetzes über die Berufsschulpflicht. in. P F s Z.1920.Nr.4/5.S.97.
 (74)Ebenda.S.97-98.
 (75)Reichsschulkonferenz.S.715-716.
 (76)Ebenda.S.714-715.,u.S.722-723.
 (77)Ebenda.S.717-719.
 (78)Ebenda.S.719-720.
 (79)Ebenda.S.967-968.
 (80)Ebenda.S.721-722.
 (81)Abhandlungen.Bd.7.S.26-27.
 (82)Handwerksblatt.1921.10.S.148-149.
 (83)Mehner.a.a.O.S.534.
 (84)Stenographischer Bericht über die erste, zweite und dritte Beratung des Gewerbe- und Handelslehrer- Dienststeinkommengesetzes am 18. Dezember 1920 und 14. Januar 1921. in. DDF.1921.S.351ff. (85)in. DDF.1921.S.325-329.
 (86)Abraham.1930,a.a.O.S.66-68.
 (87)Kühne.1922.a.a.O.
 (88)Ebenda.Vorwort.
 (89)Greinert.a.a.O.S.86-88.
 (90)Haumann,E.:Lehrstoff und Lehrverfahren der Berufsschulen. in. Handbuch.S.120-133.
 (91)Ebenda.S.123,126.
 (92)Barth,v.A.: Gewerbliche Berufsschulen. in. Handbuch. S.142-151.
 (93)Ebenda.S.149.
 (94)" Regelung des Lehrlingswesens.Grundsatz- erklärung." (Protokoll der Verhandlungen des zehnten Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands. Abgehalten zu Nürnberg vom 30. Juni bis 5. Juli 1919. in. Protokolle,1980.S.77-81.
 (95)寺田,1986. 参照.
 (96)Korrespondenzblatt.30 Jg.1920,S.39,u.S.41.
 (97)Ebenda.31.Jg.1921.S.187-189.
 (98)Handwerksblatt.30.Jg.1920.S.235-236.
 (99)Jahrbuch.S.55-56.
 (100)Ebenda.
 (101)in.Handwerksblatt.30.Jg.1920.S.235-236.
 (102)寺田,1986. 55頁参照.
 (103)Abraham,1930.a.a.O.S.68-69.
 (104)Entwurf eines Gesetzes betreffend die Erweiterung der Berufsschulpflicht vom 18. Juli 1922. in. DDF.1922.S.377ff.
 (105)in.DDF.1922.S.472ff.
 (106)Quellen.A/Bd.2.Dokument 14.
 (107)Abraham.1930.a.a.O.S.72.